

附属機関等の会議の公開

傍聴できない人

- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ・銃器その他危険な物を保持している者
- ・笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- ・その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴に関する注意事項

- ・静粛に傍聴することとし、拍手、私語等を発しないこと。
- ・会議の開会後から閉会まで入退室はしないこと。ただし、やむを得ない場合は会議の進行に支障のないよう配慮し入退室をしてください。
- ・みだりに席を離れること又は他人に迷惑となる行為はしないこと。
- ・会議の内容を録画、録音又は写真撮影しないこと。
- ・携帯電話等無線機器を使用しないこと。携帯電話は電話を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

なお、傍聴している人は、附属機関等の長が会議を非公開としたとき、又は会議が終了したときは、速やかに退室してください。

また、傍聴している人が、上記「傍聴に関する注意事項」を遵守しないときは、退室していただきます。